

な ら し しゃかいてきよういくすいしんけいかく  
奈良市社会的養育推進計画

こ ぼん  
子ども版



な ら し  
奈良市

# 1 はじめに



**しつもん**  
質問  
しゃかいてきよういくすいしんけいかく  
「社会的養育推進計画」は  
けいかく  
どんな計画ですか？



**かいどう**  
回答  
こ けんり じどうようごせつ しせつ さとおや  
「子どもの権利」、「児童養護施設などの施設、里親、ファミリ  
ーホーム」、いちじほごしょ こ あんぜん まも かてい お  
「一時保護所（子どもの安全を守るためなど、家庭などで起  
こった問題で、一時的に家族から離れて生活する施設）」「自立支援  
（施設や里親さんの家を築立った後に、自分で生活していくうえでの  
しせつ さとおや いえ すだ あと じぶん せいかつ  
（施設や里親さんの家を築立った後に、自分で生活していくうえでの  
そうだん しえん 相談や支援）」などについて、めざすべき未来の姿を考え、その  
じつげん と く けいかく  
実現のために取り組む計画です。



**しつもん**  
質問  
いつからいつまでの内容ですか？  
ないよう



**かいどう**  
回答  
きかん れいわ ねん ねん がつ れいわ ねん  
期間は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030  
ねん がつ ねんかん と く  
年）3月までの5年間で、取り組んでいきます。



**しつもん**  
質問  
この計画は、いつ、つくりましたか？  
けいかく

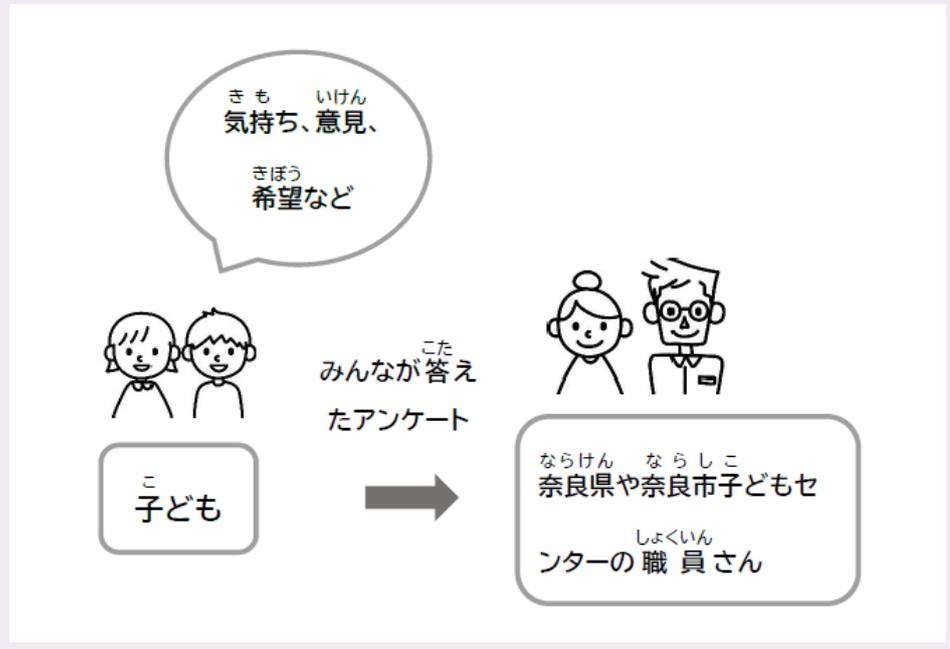


**かいどう**  
回答  
れいわ ねん ねん がつ  
令和7年（2025年）3月につくりました。



この計<sup>けいかく</sup>画をつくるにあたっては、計<sup>けいかく</sup>画をよりよくするために、施<sup>しせつ</sup>設<sup>せつ</sup>や  
さとおや いえ いちほごしょ せいかつ こ しせつ さとおや  
里親さんの家、一時保護所などで生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>している子どもたちや施<sup>しせつ</sup>設<sup>せつ</sup>や里親  
さんの家<sup>いえ</sup>を築<sup>すだ</sup>立<sup>た</sup>った人<sup>ひと</sup>にアンケ<sup>ちよう</sup>ー<sup>さ</sup>調<sup>こ</sup>査<sup>さ</sup>をし<sup>こ</sup>たり、子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>た<sup>ち</sup>にイン<sup>いけん</sup>タ<sup>けん</sup>ビ<sup>び</sup>ュ<sup>ゆ</sup>ー<sup>う</sup>して、意<sup>い</sup>見<sup>けん</sup>をき<sup>き</sup>き<sup>ま</sup>し<sup>ま</sup>した。

アンケ<sup>ちよう</sup>ー<sup>さ</sup>には、た<sup>ひと</sup>く<sup>こた</sup>さ<sup>ん</sup>の<sup>ひと</sup>人<sup>こた</sup>が<sup>こた</sup>答<sup>こた</sup>え<sup>え</sup>て<sup>て</sup>く<sup>く</sup>れ<sup>れ</sup>ま<sup>ま</sup>し<sup>し</sup>た<sup>た</sup>。ま<sup>ま</sup>た<sup>た</sup>、イン<sup>いけん</sup>タ<sup>けん</sup>ビ<sup>び</sup>ュ<sup>ゆ</sup>ー<sup>う</sup>では、い<sup>い</sup>ろ<sup>ろ</sup>い<sup>い</sup>ろ<sup>ろ</sup>な<sup>な</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>を<sup>を</sup>き<sup>き</sup>く<sup>く</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>が<sup>が</sup>でき<sup>き</sup>ま<sup>ま</sup>し<sup>し</sup>た<sup>た</sup>。あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>が<sup>が</sup>と<sup>と</sup>う<sup>う</sup>ご<sup>ご</sup>ざ<sup>ざ</sup>い<sup>い</sup>ま<sup>ま</sup>し<sup>し</sup>た<sup>た</sup>。



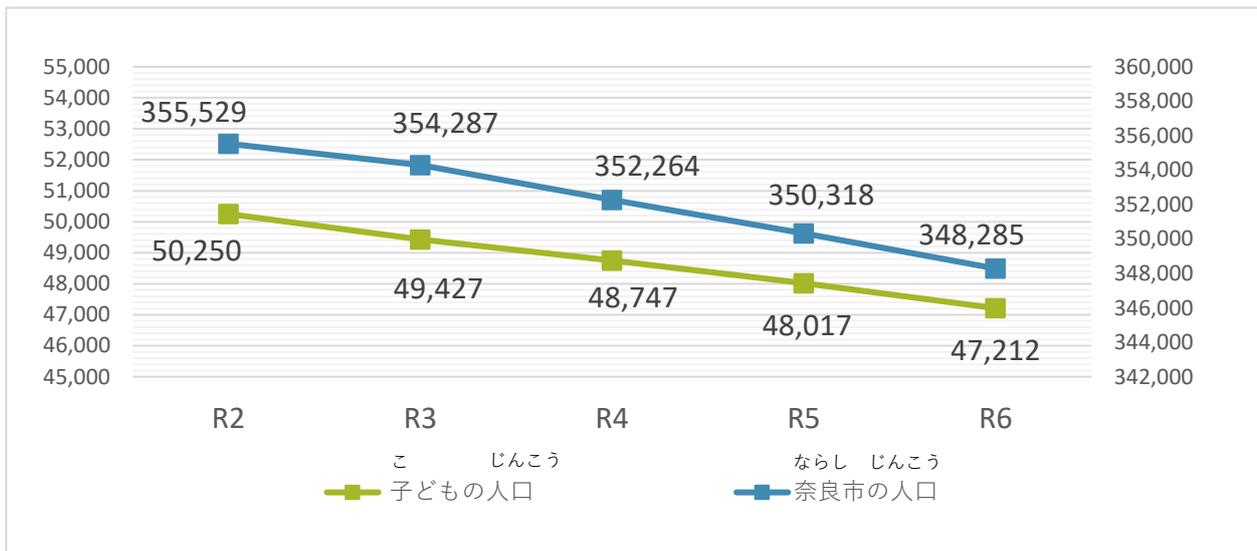
## 2 施設、里親さんの家、一時保護所などで生活している子どもたちの人数

奈良市の人口や子どもの数、施設（児童養護施設、乳児院、障害児入所施設など）、里親さんの家（ファミリーホームを含む）、一時保護所などで生活している子どもたちの数について説明します。

●奈良市の人口や子どもの数（0歳から17歳）は少しずつ減っています。  
特に、0～5歳の人口がほかの年齢に比べて減っています。

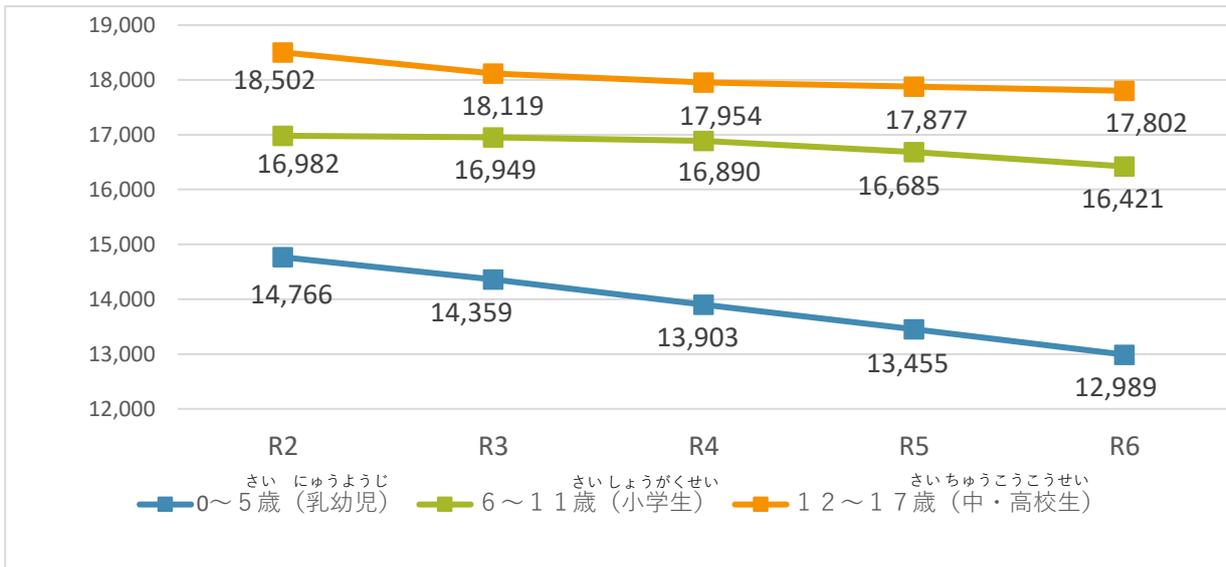
【表 奈良市の人口と0歳から17歳までの子どもの人口】

（単位：人、各年4月1日時点）



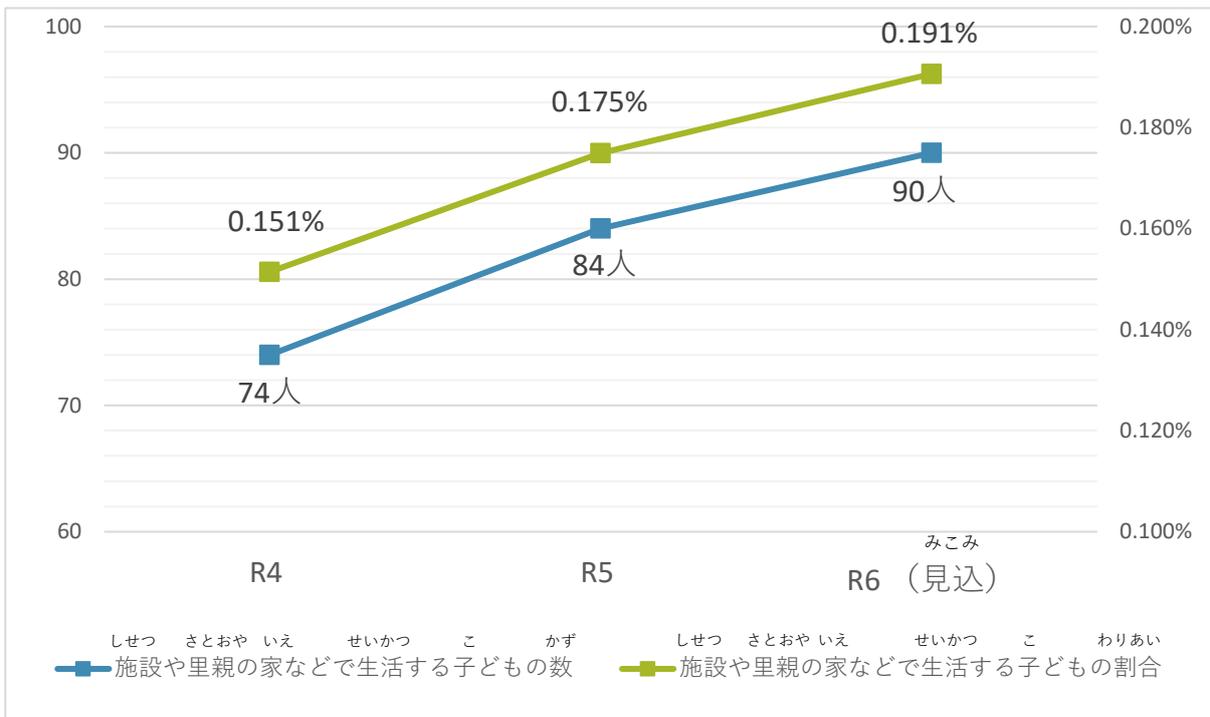
ひょう さい さい さい こ じんこう  
 【表 0～5歳、6～11歳、12～17歳の子ども的人口】

たんい にん かくねん がつ にちじてん  
 (単位：人、各年4月1日時点)



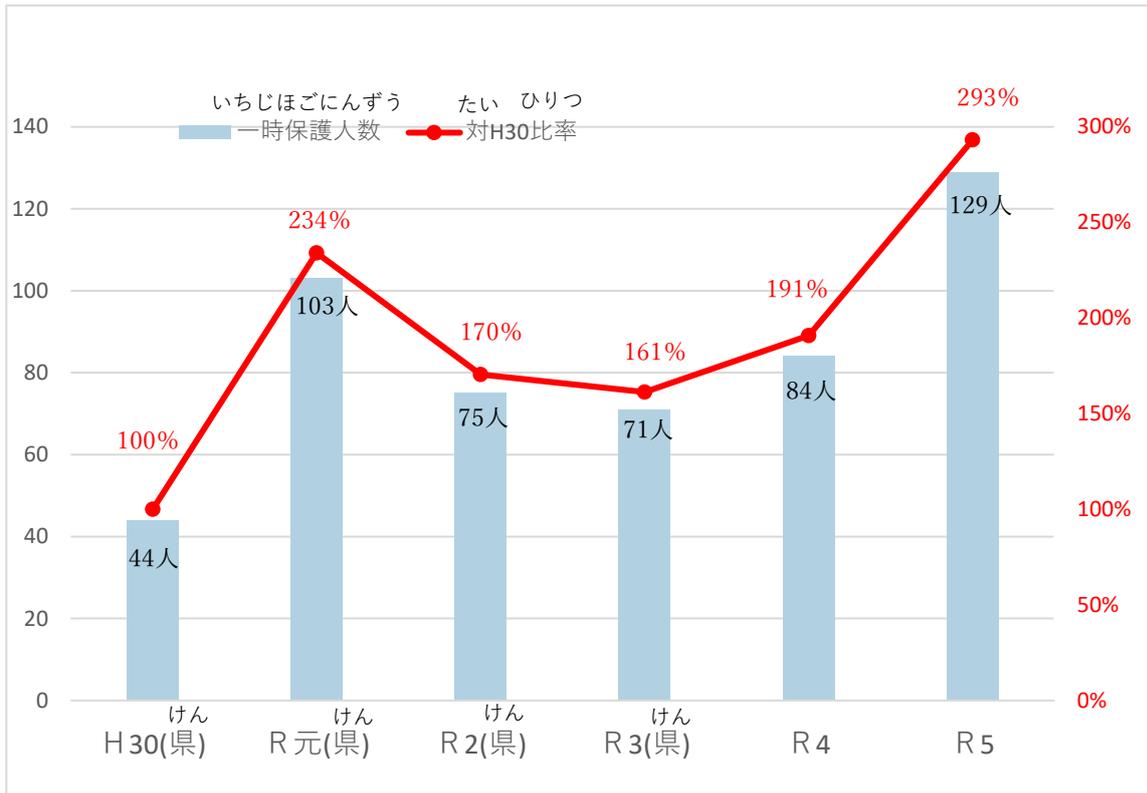
●施設や里親さんの家などで生活している子どもの数は、毎年増えています。  
 0歳から17歳までの人口に占める割合も同じです。

ひょう しせつ さとおや いえ せいかつ こ かず わりあい たんい にん パーセント  
 【表 施設や里親さんの家などで生活している子どもの数と割合】(単位：人、%)



● 令和5年度で、奈良市の一時保護所や一時保護をお願いした施設で生活していた子どもたちの数は、129人です。

【表 一時保護所などで生活していた子どもの数】 (単位：人、%)



(注) H30年度からR3年度までの子どもの数は、奈良県の中央子ども家庭相談センターで一時保護した奈良市の子どもたちの数です。



### 3 子どもの権利を守る取組

(子どもの意見をきくこと、子どもが自分の意見をいうこと)

#### (1) 子どもの意見をきくこと

##### ① 子どもたちへのアンケートから

施設や里親さんの家、一時保護所などで生活している子どもたちに、子どもの意見をきくことについて、アンケート調査をしました。

**質問** 「あなたが、ここ（施設や里親さんの家）で生活することに決まる前、児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司は、あなたの気持ちを聞いてくれましたか？」

**回答** 「きちんと聞いてくれた」「少し聞いてくれた」で、 59.7%

(回答者62人の内37人)

	選択肢	回答数	ひりつ比率
1	全然聞いてくれなかった	1	1.6%
2	あまり聞いてくれなかった	3	4.8%
3	どちらともいえない	15	24.2%
4	少し聞いてくれた	13	21.0%
5	きちんと聞いてくれた	24	38.7%
6	無回答	6	9.7%
	合計	62	100.0%



**質問** 「あなたが一時保護所で生活することに決まる前、児童相談所や子どもセンターの人（ケースワーカーや心理司）はあなたの気持ちを聞いてくれましたか？」

**回答** 「きちんと聞いてくれた」「少し聞いてくれた」で、65%  
 （回答者40人の内26人）

	選択肢	回答数	比率
1	全然聞いてくれなかった	3	7.5%
2	あまり聞いてくれなかった	3	7.5%
3	どちらともいえない	5	12.5%
4	少し聞いてくれた	6	15.0%
5	きちんと聞いてくれた	20	50.0%
6	無回答	3	7.5%
	合計	40	100.0%

**【結果】**

意見をきいてくれたと感じた子どもの割合は約60%から65%でした。

②これからのとりくみ

〇子どもセンターで子どもが施設や里親さんの家で生活することに決める時や一時保護所で生活することに決める時は、子どもの「言いたいこと」をていねいにききます。決めた後は、すぐに決めた内容とその理由をていねいに説明します。

〇施設や里親さんの家、一時保護所などで生活している子どもに対して、引き続き、意見をいう権利を含む子どもの権利や権利を守る仕組みを伝えていきます。

(2) アドボさん(意見表明等支援員)や自分の意見を言うことについて

施設や里親さんの家、一時保護所などで生活している子どもたちにアドボさんについて

アンケート調査をしました。

①子どもたちへのアンケートから

**質問** 「アドボさん」(意見表明等支援員)という人がいることを、  
知っていますか？

**回答** 「知っている」 50% (回答者62人のうち31人)

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	31	50.0%
2	知らない	28	45.2%
3	無回答	3	4.8%
	合計	62	100.0%

**質問** 「施設の人や里親さんに自分の言いたいことが言えていますか？」

**回答** 「とてもそう思う」「そう思う」で、 49.1%。  
(回答者59人のうち29人)

	選択肢	回答数	比率
1	全くそう思わない	8	13.6%
2	そう思わない	10	16.9%
3	どちらでもない	11	18.6%
4	そう思う	12	20.3%
5	とてもそう思う	17	28.8%
6	無回答	1	1.7%
	合計	59	100.0%

質問 「一時保護所の職員に自分の言いたいことが言えましたか？」

回答 「とても思う」「そう思う」で、57.5%。  
 (回答者40人の内23人)

	せんたくし 選択肢	かいとうすう 回答数	ひりつ 比率
1	まったく 全然 思う 全くそう思わない	6	15.0%
2	思う そう思わない	2	5.0%
3	どちらでもない	9	22.5%
4	思う そう思う	10	25.0%
5	とても思う とても思う	13	32.5%
6	むかいとう 無回答	0	0.0%
	ごうけい 合計	40	100.0%

質問 「児童相談所や子どもセンターの人(ケースワーカーや心理司)に  
 自分の言いたいことが言えていますか？」

回答 「とても思う」「そう思う」で、64.4%。  
 (回答者59人の内38人)

	せんたくし 選択肢	かいとうすう 回答数	ひりつ 比率
1	まったく 全然 思う 全くそう思わない	6	10.2%
2	思う そう思わない	5	8.5%
3	どちらでもない	10	16.9%
4	思う そう思う	19	32.2%
5	とても思う とても思う	19	32.2%
6	むかいとう 無回答	0	0.0%
	ごうけい 合計	59	100.0%

けっか  
【結果】

●施設や里親さんの家、一時保護所などで生活している子どもたちで、アドボさんを「知っている」と回答した割合は、50%でした。

そのうち、個別にみると一時保護所で生活している子どもたちは全員が、アドボさんを知っている」と回答し、また「アドボさん」とお話ししたいと思ったときに、「職員にいたりすることなどができる」と回答しました。

●施設の人、里親さん、児童相談所・子どもセンター・一時保護所の職員に、自分の言いたいことが言えていないと思う子どもが約20~30%いました。

●アンケートで自分の意見・希望を自由に書く欄では、スマホ、おこづかい、テレビなどの決まりや約束事の見直しについて、意見や希望が多くありました。

②これからのとりくみ

○子どもが声をあげやすい仕組みや雰囲気、子どもとの関係をつくるとともに、子どもの権利について、わかっている度合いやアドボさんを知っている度合いを高めます。

○意見を言う手段の利用方法をきちんと伝え、子どもが意見を言ったことに対しては、すばやく意見をまとめて、子どもに回答します。



## 4 一時保護について

### (1) 一時保護の様子

●令和5年度に、子どもの安全の確保のため家庭などの事情で一時的に家族から離れて、一時保護所などで生活した子どもの数は、前年度より45人多い129人(前年度比154%)に増えています。

●5年前の平成30年度の一時保護所などで生活した子どもの数と比べると、令和5年度は293%増えています。(85人増)

	奈良県こども家庭相談センター（奈良市分）				奈良市子どもセンター	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一時保護人数	44人	103人	75人	71人	84人	129人
R4年度比	—	—	—	—	100%	154%
H30年度比	100%	234%	170%	161%	191%	293%

●通学率は、令和4年度の24.6%から令和5年度は31.6%に増えました。

●令和5年度に通学した子どもの数は、前年度の15人から15人多い30人に増えました。通学した子ども30人の内12人は一時保護をお願いした施設から通学しました。

特に、小学生が前年度の5人から8人多い13人(前年度比260%)に増えました。

たんい：にん  
(単位：人、%)

所属区分	小学生				中学生				高校生				計			
	保護児	通学人数	左のうち委託先から	通学率												
令和4年度	22人	5人	2人	22.7%	27人	5人	3人	18.5%	12人	5人	2人	41.7%	61人	15人	7人	24.6%
令和5年度	42人	13人	4人	31.0%	28人	11人	3人	39.3%	25人	6人	5人	24.0%	95人	30人	12人	31.6%
R5 - R4	20人	8人	2人	—	1人	6人	0人	—	13人	1人	3人	—	34人	15人	5人	—
R5/R4	191%	260%	200%	—	104%	220%	100%	—	208%	120%	250%	—	156%	200%	171%	—

(2) 子どもたちへのアンケートから

施設や里親さんの家、一時保護所などで生活している子どもたちに、一時保護所での生活について、アンケート調査をしました。

**質問** 一時保護所で生活して「よかった」と思ったことについて教えてください。  
 (複数回答可) (回答者数40人)

**回答**

選択肢	回答数	比率	回答者比率
1 一しょにいる子どもたちと遊んだり、話ができる。	25	15.4%	62.5%
2 ご飯がおいしい。	27	16.7%	67.5%
3 学校に行けたこと、学校に行く習慣ができた。	16	9.9%	40.0%
4 本を読んだり、好きなゲームやおもちゃで遊べる。	20	12.3%	50.0%
5 早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができる。	25	15.4%	62.5%
6 安心して過ごせる。	22	13.6%	55.0%
7 家族のことを考えたり、話すことができる。	14	8.6%	35.0%
8 自分のこれからのことを考えたり、話すことができる。	13	8.0%	32.5%
合計	162	100.0%	



質問

いちじほごしよ せいかつ いや か  
一時保護所で生活して「嫌だったこと」「変えてほしかったこと」

おし ふくすうかいとうか かいとうしゃすう にん  
があれば、教えてください。(複数回答可)(回答者数40人)

回答

選択肢	かいとうすう 回答数	ひりつ 比率	かいとうしゃひりつ 回答者比率
1 いちじほごしよ なか じゆう す 一時保護所の中で自由に過ごせない。	14	8.0%	35.0%
2 しぶつ うち じぶん のもの や おき に入りのもの) がつか えな い。	16	9.1%	40.0%
3 スマホや携帯を持つことができない。	21	11.9%	52.5%
4 いちじほごしよ しょくいん き ふく き 一時保護所の職員が決めた服を着なくてはいけない。	14	8.0%	35.0%
5 かぞく あ はな はな 家族と会いたいときや話したいときに、会ったり話したりできな い。	15	8.5%	37.5%
6 ともだちと会いたいときや話したいときに、会ったり話したりで きない。	12	6.8%	30.0%
7 じゆう そと で 自由に外に出られない。	22	12.5%	55.0%
8 じぶん い きたい とい ても、そこ に出かけられない。	17	9.7%	42.5%
9 ひとり 一人になりたいときになれない。	10	5.7%	25.0%
10 いちじほごしよ しょくいん そうだん はなし 一時保護所の職員に相談したり、話をしたくても、できない。	6	3.4%	15.0%
11 じどうそうだんしょ こ ひと 児童相談所や子どもセンターの人(ケースワーカーや心理司)に 相談したり、話をしたくても、できない。	3	1.7%	7.5%
12 こ どうし じゆう はなし 子ども同士で自由に話をすることができない。	7	4.0%	17.5%
13 じぶん 自分がこれからどうなるか、わからないこと。	19	10.8%	47.5%
ごうけい 合計	176	100.0%	

けっか  
【結果】

- いちじほごしよ せいかつ た ね お せいかつ きほん  
一時保護所での生活で、食べる、寝る、起きるといった生活の基本ができたことやほかの  
こ  
子どもとのコミュニケーションへの満足度が高いです。
- いちじほごしよ せいかつ じゆう そと で けいたい も  
一時保護所で生活していくうえで「自由に外に出られない」「スマホや携帯を持つことが  
できない」ことに不満を感じています。
- じぶん わりあい たか しょうらい ふあん おお  
「自分がこれからどうなるか、わからないこと。」の割合も高く、将来への不安が大き  
いです。

(3) これからのとりくみ

こ けんり ないよう ただ つた いけんばこ  
○子どもの権利の内容やしくみを正しくきちんと伝え、アドボケイト、意見箱、アンケート  
などのいろいろなやり方で、子どもたちから意見をききます。

こ いけん いけん たい かいとう おこな  
○子どもの意見をきいたときは、意見に対する回答をきちんと行います。

つうがく ばあい つうがく つうがく ばあい こ りかい  
○通学ができる場合は通学できるように、通学ができない場合においても、子どもが理解し

どあ おう がくしゅう がくしゅう けんり まも  
ている度合いに応じた学習ができるようにして、学習する権利を守ります。



じりつしえん しせつ さとおや いえ すだ あと じぶん せいかつ  
**5 自立支援（施設や里親さんの家を巣立った後、自分で生活して**  
そうだん えんじょ  
**いくうえでの相談や援助など）のこと**

じりつしえん ようす  
**(1) 自立支援の様子**

しせつ さとおや いえ すだ じぶん せいかつ こ まいねん にんていど  
 施設や里親さんの家を巣立って、自分で生活していく子どもたちは、毎年10人程度いて、  
 しごと しょうらい ぶんとう そうだん ひつよう もの おく えんじょ じつ  
 仕事、すまい、将来への不安等についての相談や必要な物を送るなどの援助をおこなった実  
 にんずう れいわ ねんど にん れいわ ねんど にん  
 人数は、令和4年度で21人、令和5年度で27人です。

しせつ さとおや いえ すだ ひと しせつ さとおや いえ せいかつ こ  
**(2) 施設や里親さんの家を巣立った人や施設や里親さんの家で生活している子どもたちへの**  
**アンケートから**

しせつ さとおや いえ すだ ひと しせつ さとおや いえ せいかつ こ じりつ  
 施設や里親さんの家を巣立った人や施設や里親さんの家で生活している子どもたちに自立  
 しえん ちょうさ  
 支援についてアンケート調査をしました。

しせつ さとおや いえ すだ ひと  
**①施設や里親さんの家を巣立った人のアンケートから**  
 かいとうしゃ にん  
**(回答者6人)**

しつもん しんがく しせつ さとおや じどうそうだんじょ こ  
**質問** 「進学するにあたって、施設、里親さん、児童相談所（子どもセンター）から  
 じっさい しえん  
 実際にしてもらった支援はどれですか？」

かいとう しょうがくきんとう しょうかい かいとうしゃ にん うち にん  
**回答** 奨学金等の紹介：回答者4人の内4人  
 す かくほ かいとうしゃ にん うち にん  
 住まいの確保：回答者4人の内3人

しつもん しゅうしょくかつどう おこな さい しせつ さとおや じどうそうだんじょ こ  
**質問** 就職活動を行う際に、施設、里親さん、児童相談所（子どもセンター）  
 じっさい しえん  
 から実際にしてもらった支援はどれですか。

かいとう しごと ひつよう ちしき ぎじゆつ み てだす かいとうしゃふたり うちひとり  
**回答** 仕事に必要な知識、技術などを身につけるための手助けなど：回答者2人の内1人  
 しかく うんてんめんきょ かいご しかく しゆとく てだす かいとうしゃふたり  
 資格（運転免許や介護ヘルパーの資格など）取得の手助けなど：回答者2人の  
 うちひとり  
 内1人

● 進学への準備としては、奨学金等の紹介や住まいの確保の情報提供を受けていたという回答が多かったです。

● 就職への準備としては、仕事に必要な知識、技術、資格取得の支援を受けていたという声がありました。

②施設や里親さんの家を巣立った人や施設や里親さんの家で生活している子どもたちの両方への質問

<施設や里親さんの家を巣立った人への質問> (回答者6人)

質問「あなたが生活している施設や里親さんの家を出たとき、どのようなことができれば、安心できましたか？」(複数回答可)

回答

「生活の中でわからないことや困ったことがあれば相談できるところがある。」

28.6% (回答者6人の内4人、回答者比率66.7%)

「お金のことで困ったときに、相談できるところがある。」

28.6% (回答者6人の内4人、回答者比率66.7%)

	せんたくし 選択肢	かいとうすう 回答数	ひりつ 比率	かいとうしゃひりつ 回答者比率
1	生活の中でわからないことや困ったことがあれば相談できるところがある。	4	28.6%	66.7%
2	お金のことで困ったときに、相談できるところがある。	4	28.6%	66.7%
3	不安になったときに、相談できるところがある。	2	14.3%	33.3%
4	施設や里親さんの家を出たあとも、施設の先生や里親さんにそのまま相談できる。	1	7.1%	16.7%
5	施設や里親さんの家を出たあとも、児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司にそのまま相談できる。	1	7.1%	16.7%
6	いつでも帰れる場所があること。	2	14.3%	33.3%
7	その他	0	0.0%	0.0%
	ごうけい 合計	14	100.0%	

しせつ さとおや いえ いちじほごしょ せいかつ こ かいとうしゃ にん  
 <施設や里親さんの家、一時保護所で生活している子どもたち> (回答者53人)

しつもん  
 質問 「あなたが生活している施設や里親さんの家を出たとき、どのようなことができ  
 れば、あんしん 安心してできますか？」(複数回答可)

かいとう  
 回答

かえ ばしょ  
 「いつでも帰れる場所があること。」22.4%

かいとうしゃ にん うち にん かいとうしゃひりつ  
 (回答者53人の内35人、回答者比率66.0%)

ふあん そうだん  
 「不安になったときに、相談できるところがある。」21.8%

かいとうしゃ にん うち にん かいとうしゃひりつ  
 (回答者53人の内34人、回答者比率64.2%)

せんたくし 選択肢	かいとうすう 回答数	ひりつ 比率	かいとうしゃひりつ 回答者比率
1 せいかつ なか わ 生活の中で分からないことや困ったことがあれば相談でき るところがある。	27	17.3%	50.9%
2 かね こま お金のことで困ったときに、相談できるところがある。	23	14.7%	43.4%
3 ふあん そうだん 不安になったときに、相談できるところがある。	34	21.8%	64.2%
4 しせつ さとおや いえ で しせつ せんせい さとおや 施設や里親さんの家を出たあとも、施設の先生や里親さんに そのまま相談できる。	22	14.1%	41.5%
5 しせつ さとおや いえ で じどうそうだんじょ こ 施設や里親さんの家を出たあとも、児童相談所や子どもセン ターのケースワーカーや心理司にそのまま相談できる。	12	7.7%	22.6%
6 かえ ばしょ いつでも帰れる場所があること。	35	22.4%	66.0%
7 た その他	3	1.9%	5.7%
ごうけい 合計	156	100.0%	

けっか  
 【結果】

しせつ さとおや いえ すだ ひと しせつ さとおや いえ いちじほごしょ せいかつ こ  
 ●施設や里親さんの家を巣立った人や施設や里親さんの家、一時保護所で生活している子  
 どもたちへのアンケートからは、せいかつめん かね めん そうだん ばしょ じぶん う い  
 生活面、お金の面で相談できる場所や自分を受け入れて  
 くれる場所を希望しています。

ちようさ べつ しせつ さとおや いえ せいかつ こ  
 ●また、アンケート調査とは別におこなった施設や里親さんの家で生活している子ども  
 たちへのインタビュー調査では、ちようさ しょうらい ゆめ もくひょう しつもん しせつ さとおや  
 「将来の夢、目標について」の質問で、施設や里親さ  
 んの家を出た後の不安があり、しえん もと こえ  
 支援を求める声がありました。

みもとほしようにんたいさく しえん  
(3) 身元保証人対策の支援

しせつ さとおや いえ で あと じぶん せいかつ しえん みもと ほしようにん  
施設や里親さんの家を出た後に、自分で生活していくうえでの支援の1つとして、身元を保証

ひと かくほ しえん  
する人を確保する支援が3つあります。

しゅうしょくじ にゅういんじ みもとほしようにん さいちょう ねん  
① 就職時、入院時の身元保証：最長3年

ちんたいじゅうたくとうちんたいしゃく れんたいほしようにん さいちょう ねん  
② 賃貸住宅等賃貸借の連帯保証：最長3年

だいがくとうにゅうがくじ みもとほしようにん だいがくとう がくしゅう あいだ ねんすう  
③ 大学等入学時の身元保証：大学等で学習している間の年数

(4) これからのとりくみ

しせつ さとおや いえ すだ あと じぶん せいかつ うえ そうだん しえん ばしよ  
○施設や里親さんの家を巣立った後、自分で生活していく上で、相談や支援できる場所を  
つくります。その場所から、自分で生活していくうえで必要ないろいろなサービスにつなぎます。

いちじてき ひなん ばしよ たんきかん ばしよ  
○一時的に避難できる場所や短期間いることができる場所をつくります。

あら ほうりつそうだん  
○新たに法律相談をはじめます。



## 子ども版で使っていることばの説明（あいうえお順）

### ○アドボさん（意見表明等支援員）

一時保護所、児童養護施設、里親さんの家、ファミリーホームなどに行き、子どもの声をきき、子どもの権利を守ることができるよう、意見がいうことを手伝ったり、かわりに伝えたりする人。

### ○一時保護所

子どもの安全を守るためなど、家庭などで起こった問題で、一時的に、家族から離れて生活する所。児童相談所は、一時保護している間に、たくさんの調査をしたり、親などと話し合いをして、子どもが家に帰れるかどうかを判断します。子どもと家族がいっしょにくらすことができないと判断した場合、子どもは児童養護施設、乳児院、里親の家、ファミリーホームなどで、子どもが家に帰れると判断するまで、暮らすことになります。

### ○子どもの権利

生まれてきたすべての子どもは「権利」を持っていて、誰であろうと、その「権利」をうばうことはできません。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、子どもを一人の人間として認め、安全で幸せに生きる権利を定めています。条約の基本となる「4つの原則」があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であるとともに、条約で定められているほかの権利を考えると、いっしょに考えることが大切です。

#### ・差別されないこと。

すべての子どもは、どんな理由によっても差別されません。

#### ・子どもにとってもっともよいこと。

子どもにかかわることが決められ、おこなわれる時は、「その子どもにとって一番よいことは何か」を第一に考えます。

#### ・命を守られ成長できること。

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることがきちんと守られなければなりません

こ じゆう いけん きも きぼう だ おとな いけん じゆうぶん き  
・子どもは自由に意見、気持ち、希望を出して、大人はその意見を十分に考えて、決めること。

こ じぶん じゆう いけん きも きぼう だ おとな  
子どもは自分にかかわりのあることについて、自由に意見、気持ち、希望などを出すことができ、大人  
はその意見を子どもの発達に応じて、十分に考えて、ものごとが決めなければなりません。

さとおや  
○里親

りゆう おや かぞく はな く こ じぶん かてい むか い  
いろいろな理由で、親、家族と離れて暮らさなければならない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、  
おや こ そだ せいちょう みまも ひと  
親などのかわりに、子どもを育て、成長を見守る人。

じどうそうだんじょ こ  
○児童相談所（子どもセンター）

ほうりつ こ かてい もんだい たい そうだん ちょうさ けんさ  
法律にもとづいて、子どもやその家庭にかかわるいろいろな問題に対して、相談や調査、検査  
をおこなったり、必要な援助（指導、措置）や一時保護をおこなう所。都道府県や市などに設置  
されます。

じどうようごしせつ  
○児童養護施設

にゅうじ りゆう おや かぞく はな く こ す  
乳児をのぞいて、いろいろな理由で、親、家族と離れて暮らさなければならない子どもたちを住ま  
わせて、おや こ そだ じりつ しえん せいちょう みまも ところ  
親などのかわりに、子どもたちを育て、自立を支援し、成長を見守る所。

しょうがいじにゅうしよしせつ  
○障害児入所施設

しょうがい こ りゆう おや かぞく はな く こ  
障害をもっている子どもで、いろいろな理由で、親、家族と離れて暮らさなければならない子  
す おや こ そだ せいちょう みまも ところ  
どもを住まわせて、親などのかわりに、子どもを育て、成長を見守る所。

じりつしえん  
○自立支援

じどうようごしせつ さとおや いえ すだ あと しょうらい かんが そうだん えんじょ  
児童養護施設や里親さんの家を巣立った後の将来をいっしょに考えること。相談や援助  
ひつよう おく う  
（必要なものを送るなど）を受けられます。

にゅうじいん  
○乳児院

さい さい こ りゆう おや かぞく はな く  
0歳から2歳までの子どもなどで、いろいろな理由で、親、家族と離れて暮らさなければならない  
こ おや こ そだ せいちょう みまも ところ  
子どもをあずかって、親などのかわりに、子どもを育て、成長を見守る所。

## ○ファミリーホーム

いっしょにくらす子どもの人数が5～6人までで、いろいろな理由で、親、家族と離れて暮らさなければならぬ子どもをあずかって、親などのかわりに、子どもを育て、成長を見守る所。

この計画（奈良市社会的養育推進計画「子ども版」）は、「奈良市社会的養育推進計画」を基に、子どもたちに大きく関係がある部分を抜き出して、子ども向けにつくった計画です。

～ 困った時に相談するところ、自分のことにかかわって意見を言いたい時に連絡する

ところ～

奈良市子どもセンター子ども支援課 電話番号 0742-93-6595

